

## 経済法 第 8 回 06/15

担当 中川晶比兒

### I 不当な取引制限における違反者と課徴金

【社会保険庁シール談合事件・東京高判平成 5 年 12 月 14 日高刑集 46 卷 3 号 322 頁】

#### [1] 事実

①社会保険庁[現在の日本年金機構の前身]は、国民年金、厚生年金等の受給者宛て通知葉書に貼付されるプライバシー保護用のシール(支払通知書等貼付用シール)の全てを指名競争入札の方法により発注している。平成元年 6 月 26 日以降平成 4 年 9 月までの 8 回にわたる入札において、いずれもトッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙、ビーエフの 4 社が指名されていた。

②ビーエフは日立情報が受注・販売するビジネス・フォーム紙等を製造して日立情報に納入するなどの目的で設立された会社(日立情報が株式の 12.5%を保有して 3 位の株主)で、日立情報がその営業の全てを担当し、日立情報の販売する製品はビーエフが製造していた。

日立情報は、ビーエフと話し合いのうえ、本件シール(社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シール)の入札に関する全権を日立情報に任せて貰うこととした。

平成元年 8 月上旬ごろ、トッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙、日立情報の営業実務責任者は、小林記録紙東京支店の会議室に集まった。このときビーエフの取締役営業部長もその場に出席して、「ビーエフは日立情報の D さんに全て任せていますのでよろしくお願ひします。」と挨拶し、指名業者のビーエフは、本件シールの入札に関する交渉等の営業活動を、全面的に日立情報に任せることを他の指名業者に表明し、他の三社もこれを了承した。

③トッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙、日立情報の営業部長・営業課長は、平成 4 年 4 月下旬頃、小林記録紙東京支店会議室に集まるなどして、「A、B、C 三タイプの本件シールはトッパン・ムーア、大日本印刷及び小林記録紙の指名業者三社が交互に落札し、日立情報はその全てについて仕事業者<sup>1</sup>になること、ただ従前のように各年度単位で四社間の利益を均等化することは、三タイプのシールの枚数に極端な差があつて困難であるため、数年間の幅でその間の利益が均等になるよう、落札業者から仕事業者への発注価格の調整等を行うこと、各社の入札価格についてはこれまでどおり[小林記録紙の H]の方で調整するが、仕事業者への右発注価格の調整については、これを提案した[日立情報の D]の方で行うことなどの基本方針を決めた。」このとき、「平成四年五月一日施行の入札分に関しては、三タイプとも小林記録紙が、同年九月一日施行分に関しては、A タイプを小林記録紙が、B タイプをトッパン・ムーアが、C タイプを大日本印刷がそれぞれ落札することとし、その全てについて日立情報が仕事業者となることをも併せて決めた。」

④「その後行われた右各入札の際、ビーエフを含む本件指名業者四社は、右談合の結果に従つて入札を行い(ただし、同年五月一日施行の A、C タイプについては大日本印刷の担当者が入札価格を間違つて記載したため、同社が落札する結果となつた。)、[日立情報の D]は、五月分については全て狭山化工に、九月分のうち三〇〇万枚についてはビーエフに、その余は狭山化工にそれぞれ印刷加工を依頼した。」

#### [2] 法的措置

①公取委の告発(H5.2.24)を受けて H5.3.31 にトッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙、日立情報の 4 社(従業員含まず)が公訴提起された(独禁法 95 条 1 項及び 89 条 1 項 1 号)。「被告会社 4 社は、…社会保険庁が発注する本件シールの受注・販売にかかる取引分野における競争を実質的に制限し、不当な取引制限をしたものである。」

②公取委は、本件行為が社会保険庁の発注する支払通知書等貼付用シールの供給に係る取引分野における競

<sup>1</sup> 「仕事業者というのは、本件談合の際関係者が使用していた名称で、現実にシールの印刷加工をして製造するものではなく、その仕事を原反業者等に取り次ぐ中間業者のことである。」また、狭山化工ら原反業者は原反メーカーのことである。原反とは、シールの材料となる原紙・フィルム等からなる製品であり、これに印刷加工して最終製品となる。

争を実質的に制限していたとして、トッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙、日立情報の4社に対して排除措置を命じた(H5.3.12 排除勧告、H5.4.22 勧告審決)。また、トッパン・ムーア、大日本印刷、小林記録紙の3社に対して課徴金納付を命じた(H5.9.24)。

なお、日立情報に課徴金が賦課されなかった理由について、公取委は課徴金対象が、「社会保険庁(すなわち国)が指名競争入札の方法により発注する本件シール」であることが明らかであるとしたうえで、「ビーエフにも日立情報にも、自らの名で本件違反行為の実行期間において本件シールの発注者である社会保険庁(すなわち国)との間で締結した納入契約の実績がなかったことが認められるから、ビーエフ又は日立情報に課徴金を賦課すべき謂れはな」いとした。<sup>2</sup>

③国は、小林記録紙、大日本印刷、トッパン・フォームズ(旧商号 トッパン・ムーア)に対して、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの代金と本件シールの客観的価格相当額を相殺した残金の返還及びその利息の支払を求めて東京地裁に提訴した(H5.12.17)。

### [3] 判旨

[3-1] 「弁護人は、本件における「一定の取引分野」は社会保険庁から本件シールを落札・受注する取引分野である、といふのである。しかしながら、…独禁法の趣旨、及び社会・経済的取引が複雑化し、その流通過程も多様化している現状を考えると、「一定の取引分野」を判断するに当たっては、主張のように「取引段階」等既定の概念によって固定的にこれを理解するのは適当でなく、取引の対象・地域・態様等に応じて、違反者のした共同行為が、対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、その競争が実質的に制限される範囲を画定して「一定の取引分野」を決定するのが相当である。」

「本件において、被告4社の従業員がした談合・合意の内容は、…その取引段階に着目すれば、①社会保険庁から落札・受注する業者とその価格、②落札業者から受注する事業者とその価格とに分けることが可能であるとはいひ、指名業者になつてない日立情報が右談合・合意にその一員として参加している以上、同社に事業者等として利益を得る機会を与えない限り、①の談合が成立するわけがなく、また、被告会社4社の利益を均等化するために、落札業者の発注価格(事業者の受注価格)をも定めなければならない関係にあり、結局①と②は一体不可分のものとして合意されたとみることができる」。「そうしてみると、この様な合意の対象とした取引及びこれによって競争の自由が制限される範囲は、…社会保険庁の発注にかかる本件シールが落札業者、事業者、原反業者等を経て製造され、社会保険庁に納入される間の一連の取引のうち、社会保険庁から事業者に至るまでの間の受注・販売に関する取引であつて、これを本件における「一定の取引分野」として把握すべきものである。」

[3-2] 「弁護人は、日立情報が事業者になったのは、被告各社による談合の利益分配のための方便に過ぎず実体の伴わないものである、談合によって発生した取引は独禁法上保護に値する「取引分野」ということはできないなどといふ。しかし、日立情報は「現実に本件シールについてこれを印刷加工をする狭山化工への発注や、さらにビーエフも狭山化工の下請となつて利益を得られるようにし、…事業者としての活動をしているのであって、これが利益分配のための架空の取引ということはできない。また、特定の商品の受注・販売、役務の提供等の過程で中間業者が入り利益を得ることは現実の経済活動においてしばしば見られること…であり、その取引も本来自由であるべきものであるから、…これが談合によって生じた不正なもので独禁法上保護に値しないものであるとはいえない。」

弁護人は、本件シールの入札に関し、社会保険庁から指名業者に選定されていない日立情報は、右取引分野の事業者に当たらないというが、「本件における「一定の取引分野」を前記…の範囲のものと理解すれば、日立情報は、事業者として「事業者」の立場にあることが明らかである…。」

[3-3] 「弁護人は、東京高裁昭和二八年三月九日判決…(いわゆる新聞販路協定事件)を援用し、ここに「事業者」とは競争関係にある事業者であることが必要であるところ、日立情報は、指名業者ではないから、他の指名業者と競争関係にはなく、結局、ここにいう「事業者」に当たらないといふ。しかし、「日立情報の同意なくしては本件入札の談

<sup>2</sup> 課徴金審決平成8年8月6日審決集43巻110頁

合が成立しない関係にあったのであるから、日立情報もその限りでは他の指名業者三社と実質的には競争関係にあったのであり、立場の相違があったとしてもここにいう「事業者」というに差し支えがない。この「事業者」を同質的競争関係にある者に限るとか、取引段階を同じくする者であることが必要不可欠であるとする考えには賛成できない。」

#### [4] 判決の読み方

「旧い新聞販路協定事件東京高裁判決<sup>3</sup>は、社会保険庁シール談合刑事事件東京高裁判決によって変更されたとみるべきである。」「多くの学説は、この判決が、「実質的な競争関係」という言葉を使っていることを捉えて、新聞販路協定事件東京高裁判決…に反対する趣旨のことを述べたとしても、それは傍論に過ぎず依然として競争関係の存在にこだわっていると理解したようである…。…しかし、問題は、判決が競争関係という言葉を使ったかどうかではなく、どのように事実に対してその言葉を使ったか、ということであろう。」「事実関係を分析すれば、指名漏れした日立情報は入札に参加したのではなく、入札談合に参加したのであり、本件談合では、日立情報は指名業者3社といかなる意味でも競争関係…に立っていなかった。裁判所の行った市場画定も、日立情報が談合を行うべく働きかけた取引の範囲を覆うように画定しているが、その中で日立情報が3社と競争関係にあったという事実はいささかも提示されていない。」<sup>4</sup>

※ 日立情報は入札参加者ではなかったから、入札行動に関して事業活動の拘束を受けていない(受注予定者が受注できるように協力したのはビーエフである)。しかし日立情報は4社間の利益が均等になるように落札業者への供給価格を決める点で事業活動の拘束を受けていた。仕事業者(売り手)と落札業者(買い手)との取引分野も合意の対象であり影響を受けているとして、取引段階をまたぐ取引分野を画定した。本件談合は、(a)4社の間で3社のいずれかを受注予定者とし、他の事業者はそれに協力する入札談合と、(b)仕事業者を通すことで4社間の利益を均等化する合意が組み合わされた、ハイブリッド型の談合。

※ 「同質的競争関係」にこだわる(判例変更でないとする)見解は、ビーエフと日立情報を一体と見て、単純な入札談合とみるが、このような見解では日立情報の事業活動に対する拘束を認定するのが困難。東京高裁は、日立情報が同意しなければビーエフに低価格入札を指示して談合の成立を困難にしかねないという意味で、「その限りでは…実質的に競争関係にあった」と述べているにすぎない。

<sup>3</sup> 東京高判昭和28年3月9日高民集6巻9号435頁。不当な取引制限の主体となりうる事業者について、「ここにいう事業者とは法律の規定の文言の上ではなんらの限定はないけれども、相互に競争関係にある独立の事業者と解するのを相当とする。」「競争関係にある数個の独立の事業者が相互に自己の事業活動に共通の制限を設定してこの共同行為を成立させるについては、往々にしてこの共同行為者たる事業者以外の者が指導、介入、助成等の方法によってこれに加功することがあり得る。しかしこれらの競争関係にも立たず或いは共通に事業活動の制限をも受けない単なる加功者は、…すべてここにいう共同行為者あるいは事業者にあてはまらないものと解すべきである。」とした。

<sup>4</sup> 根岸哲編『注釈独占禁止法』96-97頁(稗貫俊文)(有斐閣、2009年)

## II 企業結合規制の概要

### 【企業結合規制の射程】:独禁法第4章の規定(9条~18条)

[1] 「企業結合とは、株式保有・役員兼任や、合併・営業譲受け<sup>5</sup>などの会社組織上の手段によって、複数の企業が継続的・組織的に統一的意思決定の下に置かれることをいう。」<sup>6</sup>

※ 別個の企業の下で行われていた事業が、同一の意思決定主体の下に置かれること

#### [2] 市場集中規制(市場支配力規制)と一般集中規制

[2-1] 「企業結合規制は大きく2つの類型に分かれる。市場集中規制と一般集中規制である。」「まず、市場集中規制は、10条、13条、14条、15条の2、15条の3、および16条である。これら市場集中規制は、①「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」および②不公正な取引方法によるものである場合に、企業結合を禁止する。①は、私的独占の禁止や不当な取引制限の禁止等と同じく、「一定の取引分野」における市場支配力の形成、維持、強化の有無を問うものである。個別の商品市場および地理的市場を念頭に置く。」<sup>7</sup>

[2-2] 「一般集中規制は、9条および11条である。」<sup>8</sup>「これらの規定に共通の特色は、規制の基準を、…市場支配力の形成とは無関係に定めていることで、その根底にある共通の考え方は、少数者による産業支配の排除ということである。すなわち、個々の事業者の事業活動を、少数者の支配から解放し、それぞれの事業者の自主的な立場で活発に行われるようになると、これらの定めの狙いといつてよい。」「従って、独禁法の他の諸規定が、市場における競争機能の維持を狙いとして設けられているのとは、いささか異質的な感を免れないが、少数者支配の排除は、反独占の立場に立つ経済民主主義の現われに外ならないもので、もとより、競争政策とも無縁ではない。」<sup>9</sup>

#### [3] 違反の効果に大きな違いはない:独禁法17条の2<sup>10</sup>

「第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 第九条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該違反行為者に対し、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。」

### 【一般集中規制1:事業支配力の過度集中】

#### [1] 独禁法9条

「他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

2 会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

<sup>5</sup> 現行法では「事業の譲受け」である。会社法467条、独禁法16条を参照。

<sup>6</sup> 実方謙二『独占禁止法〔第4版〕』79頁(有斐閣、1998年)

<sup>7</sup> 金井貴嗣ほか編『独占禁止法〔第6版〕』193頁(武田邦宣)(弘文堂、2018年)

<sup>8</sup> 同上

<sup>9</sup> 今村成和『独占禁止法入門〔第4版〕』41-42頁(有斐閣、1993年)

<sup>10</sup> ただし、独禁法11条違反については罰則が定められている(独禁法91条)。

3 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社<sup>11</sup>の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。」

### [2] 事業支配力が過度に集中することとなる3つの場合(概要)

[2-1] 会社グループ(会社+子会社+実質子会社)が、  
総合的事業規模すなわち総資産の合計額で15兆円を超え、  
日本標準産業分類3桁分類で売上高6000億円超の5以上の事業分野の全てにおいて、  
単体総資産の額が3000億円を超える別々の会社を有する場合。<sup>12</sup>

[2-2] 会社グループが、  
単体総資産の額が15兆円を超える金融会社(銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社)と、  
金融又は金融と密接に関連する業務を除く<sup>13</sup>事業分野で単体総資産の額が3000億円を超える会社  
を有する場合。<sup>14</sup>

[2-3] 会社グループが、  
日本標準産業分類3桁分類で売上高6000億円超の5以上の事業分野の全てにおいて、  
売上高のシェアが10%以上の別々の有力な会社を有しており、  
これらの事業分野が取引関係・補完的関係・代替関係を通じて相互に関連性を持つ場合。<sup>15</sup>

### [3] 9条の規制はいつ発動されるか

①独禁法9条3項の「要件を満たし、事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される類型」は、上記3つの類型の「いずれかに該当するものであると解釈することができる。」<sup>16</sup>

②「現在、9条ガイドラインにおいて第1類型から第3類型までその基準を定めているが、…、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではない。このため、仮に9条ガイドラインで定める各基準に該当するような会社グループが出現した場合には、法第9条に定める要件に該当するかどうかを、個別事案の事実関係に基づいて慎重に検討し、その違法性を判断することとしている。」<sup>17</sup>

公正且つ自由な競争が妨げられる可能性が「市場を横断して広範囲にわたって発生し、国民経済に大きな影響を及ぼす場合には、「個々の市場で見れば独占禁止法第10条等の市場集中規制や同法第3条、第19条等の行為規制…の規制基準に達しないようなものであっても、法第9条に違反することとなる。」<sup>18</sup>

<sup>11</sup> 「子会社」は会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社(独禁法9条5項)であり、「その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」は、「実質子会社」と呼ばれる。実質子会社は、会社が議決権保有比率で25%超50%以下を保有することによって筆頭株主となっている他の国内の会社を意味する。「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」1(1)ウ(平成14年11月12日)

<sup>12</sup> 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(2)(平成14年11月12日)。15兆円や3000億円はいずれも6大企業集団(三井/三菱/住友/富士/伊藤忠/三和・日商/第一勧銀・丸紅)の規模を参考にしている。実方・95頁\*\*、\*\*\*\*。

<sup>13</sup> 銀行業・保険業の子会社として業法で認められている会社を規制対象から外す趣旨。

<sup>14</sup> 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(3)(平成14年11月12日)

<sup>15</sup> 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(4)(平成14年11月12日)。なお3桁分類はかなり広範であることに注意。

<sup>16</sup> 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(1)(平成14年11月12日)

<sup>17</sup> 「独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成27年3月31日)。なお、一定規模以上の会社は、事業年度ごとに報告義務が課せられている(9条4項)。

<sup>18</sup> 「独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成27年3月31日)。同文書は、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)により、「独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。」よう求められたことに対応したものである。

※ 市場集中規制が実務のメインであり、そこでは事案ごとに競争に与える影響を具体的に分析し、弊害を明らかにしている。そのような現状を前提とする限り、「過度の経済力集中により個別市場での競争に対する悪影響が生じることとの予防的な規制である」<sup>19</sup>という位置づけは困難。企業結合規制でも私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法規制でも捉えられないような行為が複数市場にわたって行われれば、法が介入すべき弊害が生じるとされるが、その内容は不明。その意味では、9条は未知の弊害への備え。「仮に法第9条を廃止することになれば、将来、我が国において、事業支配力の過度集中をもたらす会社グループが出現した場合に、これがもたらす可能性のある問題に対して、有効に対処する手段が存在しないこととなる。」<sup>20</sup>他の独禁法規制が失敗した場合のセーフガードというべきか。

### 【一般集中規制2:銀行・保険業の株式保有規制】

#### [1] 独禁法11条

「銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社<sup>21</sup>の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合<sup>22</sup>及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 二 (略)
- 三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- (略)
- 六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

2 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合…において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。」

#### [2] 制度趣旨

①事業支配力が過度に集中することとなる手段の規制：「銀行と保険会社は、…一般の事業会社と比べ、その事業の特性から巨大な資金力を抱える会社であり、かつ事業会社に対し融資・保証などをすることにより、企業支配の可能性を強く有しているので、これに株式保有が加わればその危険性はさらに大きくなる。」<sup>23</sup>

②融資先への影響力を利用した競争制限行為の事前防止：金融機関が融資先への支配力をを利用して競合金融機関との競争を制限する、融資先事業者に対する優遇を通じて事業者間の競争を歪曲するなど。<sup>24</sup>

<sup>19</sup> 実方・87頁

<sup>20</sup> 「独占禁止法第9条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成27年3月31日)。

<sup>21</sup> 10条3項で、銀行・保険会社が銀行業又は保険業を営む会社でない「他の国内の会社」の議決権を取得した場合を10条2項の対象から除外しているのは、11条の適用を想定しているから。

<sup>22</sup> 11条1項ただし書による認可の場合には、一定の期限を付して認可される。「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」第1(平成14年11月12日)

<sup>23</sup> 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第5版〕』128頁(有斐閣、2015年)。なお、根岸教授は、事業支配力の過度の集中という問題は9条でも対処できるが、融資力があれば議決権を5%ないし10%あればコントロールできることを敢えて明示する意義をこの規定に見出される。公正取引621号9頁(2002年)

<sup>24</sup> 川浜昇「金融機関の株式保有規制」経済法学会年報17号76、78、84頁(1996年)

※ 銀行法16条の4第1項及び保険業法107条1項にも類似の規定があること<sup>25</sup>から考えると、銀行・保険システムが事業者にとって果たす機能(risk sharing)の重要性ゆえに、銀行・保険業が安定的に(事業者のリスクが波及しないように<sup>26</sup>)営まれることが、事業者の競争にとっても重要。

### 【市場集中規制の構造】

#### [1] 独禁法10条

「会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

2 会社であつて、その国内売上高…と当該会社が属する企業結合集団<sup>27</sup>…に属する当該会社以外の会社等…の国内売上高を…合計した額(以下「国内売上高合計額」という。)が…政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式取得会社」という。)は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を…合計した額が…政令で定める金額を超えるもの(以下この条において「株式発行会社」という。)の株式の取得をしようとする場合…において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる…議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、…政令で定める数値…を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。…

(略)

8 第二項の規定による届出を行つた会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

9 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間(公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出(以下この項において「報告等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合
- 二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合」

※ 10条の構造は、15条(合併の制限)、15条の2(会社分割の制限)、15条の3(共同株式移転の制限)、16条(事業譲受け等の制限)でも採用されている(準用規定としての読み替え。<sup>28</sup>)

※ 届出基準については次回の授業で紹介します。

<sup>25</sup> ただしこれらの違反は過料に処せられるのみである(銀行法65条7号、保険業法333条1項34号)

<sup>26</sup> 根岸哲編『注釈独占禁止法』278頁(山部俊文)(有斐閣、2009年)

<sup>27</sup> 「当該会社が属する企業結合集団」とは、「会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除く。)から成る集団をいう。」詳しくは後掲の図を参照。

<sup>28</sup> 事業譲受け等のうち、譲受け以外の場合は事前届出の対象ではない。根岸・舟田82頁。役員兼任については株式保有についての事前届出制度によってある程度の監視は可能である等の理由から届出制度は廃止された。根岸・舟田83頁。

## [2] 事前届出制度における企業結合審査

①届出受理から30日間の禁止期間・待機期間<sup>29</sup>に、第1次審査：

- (a) 独占禁止法上問題ないと判断する場合には、「排除措置命令を行わない旨の通知」<sup>30</sup>を行う。<sup>31</sup>
- (b) より詳細な審査が必要であると判断する場合には、報告等の要請を行う。これにより、50条1項の規定による通知(排除措置命令前の事前通知)をするまでの期間が延長される。

②報告等の要請を行う日から第2次審査(詳細審査)が始まる。<sup>32</sup>

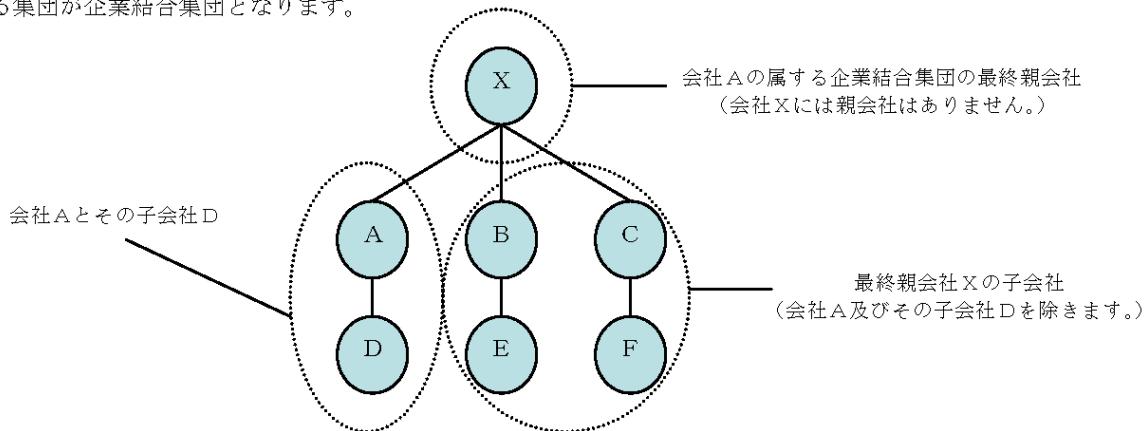
- (a) 独禁法上問題ないと判断する場合には、①(a)と同じ。
- (b) 独禁法上の問題を解消する計画(事業の一部譲渡等)をとることができる場合には、このような措置(問題解消措置)を届出書に記載することにより、排除措置命令を行わない旨の通知を得ることができる。<sup>33</sup>

## 【企業結合集団の概念図】(出典)「株式取得に関する計画届出書記載要領」2の※2

### ※2 「企業結合集団」(法第10条第2項)

企業結合集団とは、会社及び当該会社の子会社(※3)並びに当該会社の最終親会社(親会社(※4)であって他の会社の子会社でないものをいいます。)及び当該最終親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除きます。)から成る集団をいいます(概念図については会社Aを起点として考えた場合には下図のようになります。)。

ただし、当該会社に親会社がない場合には、当該会社が最終親会社となりますので、当該会社とその子会社から成る集団が企業結合集団となります。



### ※3 「子会社」(法第10条第6項、規則第2条の9)

子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいいます。

EやFも子会社に含む:10条6項に基づく「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」2条の9第3項1号で「他の会社等…の議決権の総数に対する自己(その子会社を含む。次号及び第三号において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超える場合」も子会社に含まれるため。<sup>34</sup>

<sup>29</sup> 初日不算入の原則(民法140条)により、届出受理日の翌日から起算される。

<sup>30</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」9条のタイトルを参照。

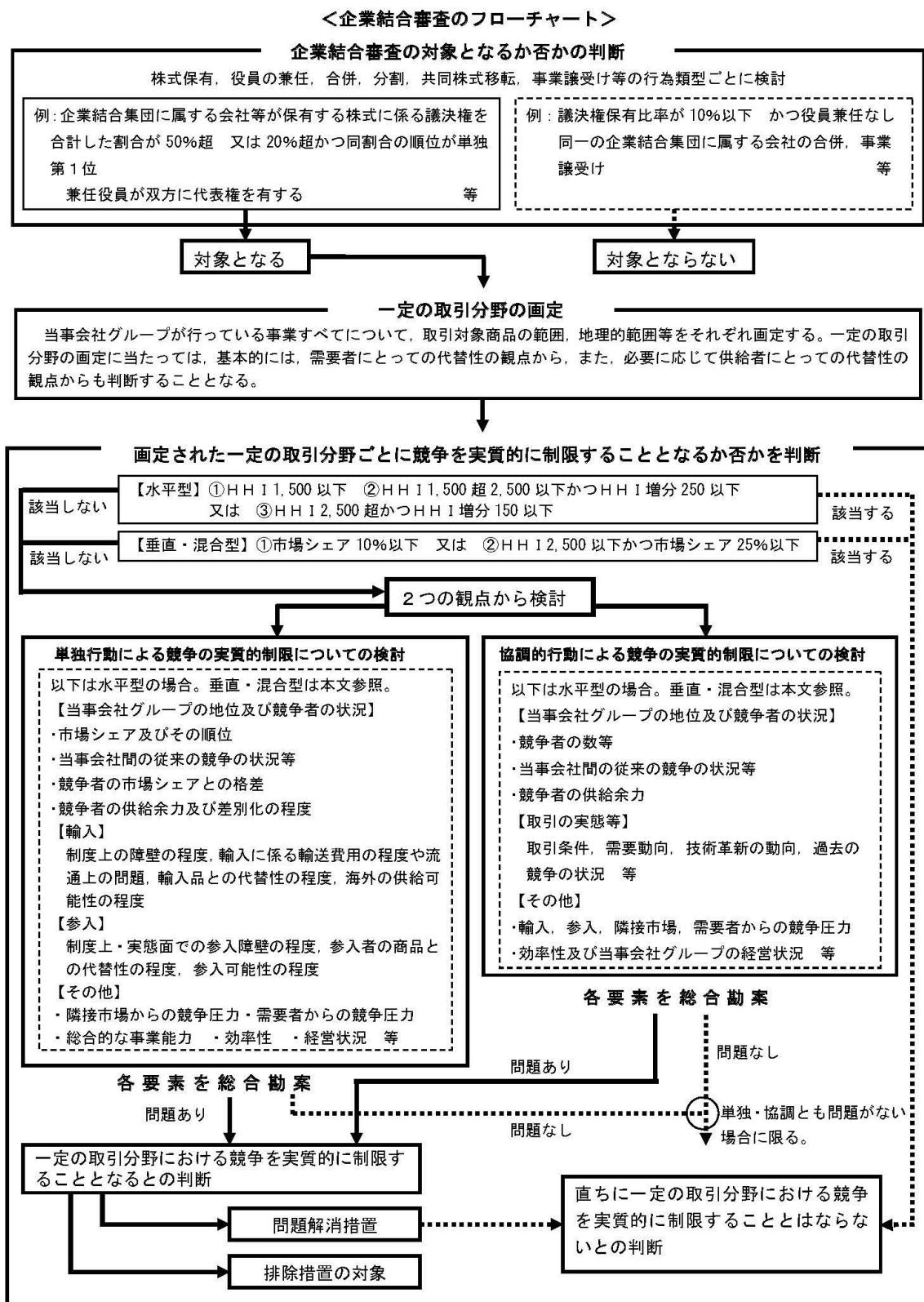
<sup>31</sup> 「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないことが明らかな場合」には禁止期間の短縮を申し出ができる。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(付)禁止期間の短縮について、を参照。独禁法上問題ない事案はこの処理が適用されているようである。具体例としてPangea(Bain Capitalの100%子会社)による東芝メモリ(東芝の100%子会社)の全株式取得計画は、2017.10.20に届出が受理され、2017.11.16に排除措置命令を行わない通知がなされている(企業結合の届出一覧を参照)。

<sup>32</sup> 第三者からの意見聴取や多くの需要者からのヒアリング又はアンケート、経済分析等を実施しなければ独禁法上の問題の有無を確定できない場合には第二次審査に進むとされる。田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』247頁(商事法務、2014年)

<sup>33</sup> 「当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない」という表現。なお、時間的な制約等から、公取委から競争上の問題の指摘を受ける前に、当事会社側の判断により一定の措置を申し出ることもある。田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』214頁(商事法務、2014年)

<sup>34</sup> 同項2号及び3号では、自己の意思と同一の内容の議決権行使すると認められる者の議決権保有比率や役員兼任割合、融資割合も勘案して財務及び事業の方針の決定を支配しているか検討する。

## 【企業結合審査の手順】(出典)「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」



【具体例で見る企業結合審査】:新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の株式取得(H28 事例 5)

[1] 概要

[1-1] 新日鐵住金が、日新製鋼の株式に係る議決権を 50%を超えて取得する計画

[1-2] 「公正取引委員会は、当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約 20 の取引分野について審査を行い、そのうち表面処理鋼板の一種である「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」及びステンレス鋼の一種である「ステンレス冷延鋼板」については、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置(以下「本件問題解消措置」という。)を前提とすれば、本件株式取得が競争を実質的に制限することとはないと判断した。」

[2] ステンレス冷延鋼板に関する分析

[2-1] ①「「ステンレス冷延鋼板」は、当事会社グループが製造販売する鉄鋼製品のうち「ステンレス鋼」と呼ばれる鉄鋼製品の一種である。

ステンレス鋼とは、鉄の最大の弱点であるさびを防止するため、主成分の鉄(50%以上)に10.5%以上のクロムを含ませ、炭素を1.2%以下とした鉄鋼製品をいい、耐食性、耐久性、意匠性、耐火性、加工性等に優れている。」

②「ステンレス鋼は、添加される合金の成分により、クロムを含みニッケルを含まないクロム系と、クロムとニッケルを含むニッケル系に分類されることが多いところ、ニッケル系は、比較的、耐食性、加工性等に優れていることから、その用途は家庭用品、鉄道車両などと広範囲にわたっており、クロム系は、ニッケル系ほどの耐食性を発揮しないため、自動車の排気系部品、業務用厨房、建築内装など、それほど腐食環境が厳しくない用途に使用されている。」

③「ステンレス鋼は一般的に電気炉によって生産されているところ、鉄スクラップ、銑鉄、フェロニッケル、フェロクロム、ステンレス屑等の原料を溶解するなどの工程(製鋼工程)を経て生産されたステンレス鋼を、熱間圧延機で圧延することにより製造した帶状のステンレス鋼製品を「ステンレス熱延鋼帯」といい、ステンレス熱延鋼帯を冷間圧延機によって常温でさらに圧延することにより、意匠性、加工性を向上させた帶状のステンレス鋼製品を「ステンレス冷延鋼板」という。」

[2-2] 一定の取引分野

①「ステンレス冷延鋼板は、…帶状のステンレス鋼製品であり、自動車、電気機械、建築資材のほか、多様な分野で使用されている。他方、ステンレス熱延鋼帯は、「ステンレス冷延鋼板」、「ステンレス鋼管」、「ステンレス形鋼」等の製品を製造する中間部材として用いられることが多く、最終製品として使用されることはないことから、ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯との間に需要の代替性は認められない。」

ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯は上記のように製造方法が異なり、「それぞれ製造設備が異なることから、ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間に供給の代替性は認められない。」

②「ステンレス鋼はニッケル系とクロム系に分類されるところ、ニッケル系とクロム系は耐食性や加工性などが異なるものの、需要者は一般的に、費用対効果の観点から、ニッケル系とクロム系の価格の動向と製品に要求される性能とを比較考量しながら鋼種を選択し、又は切替えを行っている状況にあることから、ニッケル系とクロム系には需要の代替性が一定程度認められる。」

「ニッケル系とクロム系では、添加される合金の成分が異なるものの、基本的な製造工程は同一であることから、供給の代替性が認められる。」

③「ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間には、需要の代替性及び供給の代替性が認められない一方、ニッケル系とクロム系の間には需要の代替性及び供給の代替性が認められることから、「ステンレス冷延鋼板」を商品範囲として画定した。」

④「ステンレス冷延鋼板の需要者は、…主に国内の鉄鋼事業者からステンレス冷延鋼板を調達しているという実態にあり、…「日本全国」を地理的範囲として画定した。」

### [2-3] 競争の実質的制限

①「平成 26 年度における国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における市場シェアは下表のとおりであり、本件株式取得後の当事会社グループの合算市場シェア・順位は約 60%・第 1 位、HHI の増分は約 1900 となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。」

順位	会社名	市場シェア
1	日新製鋼	約 35%
2	新日鐵住金グループ	約 25%
3	A 社	約 15%
4	B 社	約 10%
5	C 社	0-5%
6	D 社	0-5%
7	E 社	0-5%
	輸入	約 10%
	合計	100%

「ステンレス冷延鋼板市場には、有力な競争事業者として A 社(市場シェア約 15%) 及び B 社(市場シェア約 10%) が存在するが、これらの競争事業者の供給余力は限定的である。」

②「ステンレス冷延鋼板の輸入品の市場シェアは、近年、おおむね 5-10%程度で推移している。ステンレス冷延鋼板の需要者によれば、輸入品について、汎用品種であれば品質面の問題はないが、需要者が個別に求める独自の性能・品質に対応した品種については品質面の問題等から調達が難しいとする意見や、注文可能なロット数、クレーム・返品対応などは国内品に比べてまだ問題があるとする意見がみられた。」「したがって、…輸入圧力は限定的である。」

「ステンレス冷延鋼板の製造のためには、多額の設備投資が必要である。また、過去 5 年間においてステンレス冷延鋼板の製造へ新たに参入した事業者は見当たらず、国内の鉄鋼事業者のうちステンレス冷延鋼板の製造への参入を予定している者もない。」「したがって、参入圧力は認められない。」

「ステンレス冷延鋼板は、用途によっては他素材との競合関係が認められる。例えば、鉄道車両、家電製品、厨房機器などでは、ステンレス冷延鋼板の代わりにアルミニウムや樹脂が用いられることがある。もっとも、これらの他素材については、ステンレス冷延鋼板より値段が高価であるなどの理由から、代替的に用いられるのは一部である。」「したがって、隣接市場からの競争圧力は限定的である。」

「ステンレス冷延鋼板の需要者である自動車メーカー及び電機メーカーについては、集中購買により強力な価格交渉力を有しているが、需要者の中には、ステンレス冷延鋼板は調達する品種が多品種であるために集中購買になじまないとして、集中購買の対象としていない需要者も存在する。…」「したがって、需要者からの競争圧力は限定的である。」

③「本件株式取得により、国内のステンレス冷延鋼板市場における競争単位が一つ減少し、当事会社グループの合算市場シェアが約 60%となる一方、競争事業者による供給余力が必ずしも十分でないこと、参入圧力が認められないことに加えて、輸入圧力、隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから、本件株式取得により、当事会社グループが単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出する。また、競争事業者の供給余力に限りがあるため、当事会社グループが値上げを行った場合に競争事業者が市場シェアを拡大する余地が限られること、さらに、参入圧力がなく、輸入圧力、隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的である状況では、本件株式取得後、当事会社グループとその競争者が協調的行動を探ることにより、

価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し、本件株式取得が国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。」